隠岐の島町と島根労働局との雇用対策協定

隠岐の島町と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年 7 月 21 日法律第 132 号）」に基づき、地方創生に資する活力あるまちづくりを推進し、地域で支えあう社会の実現を目指す隠岐の島町と、島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に施策及び事業を推進することにより、「第 2 次隠岐の島町総合振興計画」の目指すまちの将来像である「つながらぁや　つながぁや　一万年の隠岐の島」の実現に向け、「島を愛する」、「力を合わせる」、「未来へつなぐ」の３つのまちづくりの基本理念のもと、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現並びに諸課題への対応を目的として締結する。

（連携内容）

第２条　隠岐の島町と島根労働局は、次に掲げる具体的内容及び実施方法を定め、総合的かつ一体的に推進する。

1　産業人材の確保の推進に係る連携
2　若年者の町内就職支援の推進に係る連携
3　産業人材の育成及び定着の推進に係る連携
4　女性が活躍できる就労環境の整備に係る連携
5　障がい者雇用施策の連携
6　大量雇用変動等に対する雇用の安定に向けた施策の連携
7　その他、隠岐の島町と島根労働局が必要と認める取組

（運営協議会）

第３条　運営協議会は、隠岐の島町と島根労働局が共同で設置する。

2　運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、施策の取組結果についての評価を行うものとする。

（要請等）

第４条　隠岐の島町と島根労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことを可とし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第５条　この協定に基づく雇用対策に関する取組において、隠岐の島町と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、隠岐の島町と島根労働局が協議して定めるものとする。

2　協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附　則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、隠岐の島町長、島根労働局長が署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年 10 月 12 日

隠岐の島町長

池田高世偉

厚生労働省島根労働局長

倉持　清子